

道路交通管理

～道路行政と交通行政～



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成25年11月29日
国土交通省 道路局 道路交通管理課
車両通行対策室
課長補佐 北瀬 弘康

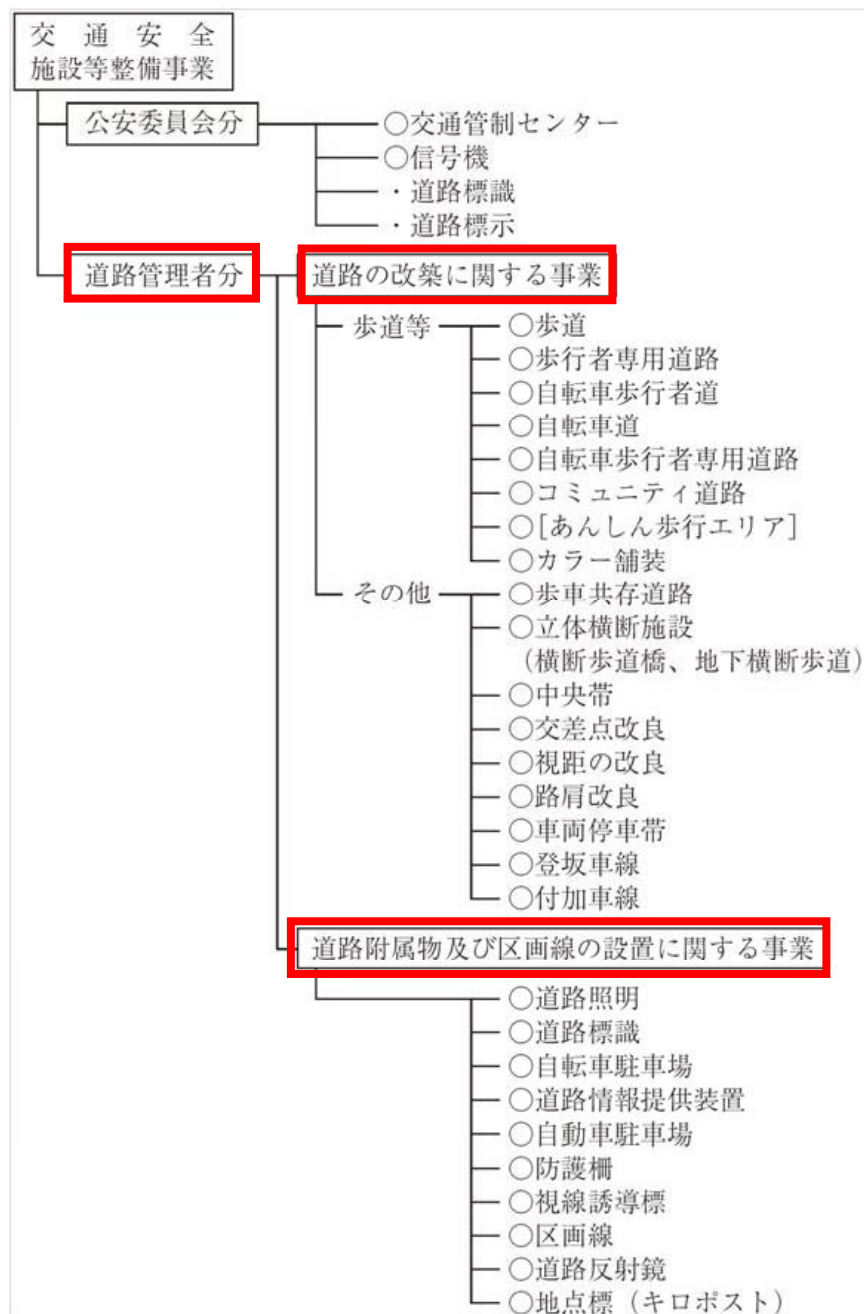
交通安全対策

第二条第三項

この法律において「**交通安全施設等整備事業**」とは、前条の目的を達成するため、この法律で定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。ただし、第二号に掲げる事業にあつては道路の改築(同号イに規定する道路の改築を除く。)に伴って行われるものを除く。

- 一 **都道府県公安委員会**(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百十四条の規定により権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。以下同じ。)が行う次に掲げる事業
 - イ 信号機、道路標識又は道路標示の設置に関する事業
 - ロ 交通管制センター(信号機、道路標識及び道路標示の操作その他道路における交通の規制を広域にわたって総合的に行うため必要な施設で政令で定めるものをいう。)の設置に関する事業
- 二 **道路管理者**が行う次に掲げる事業
 - イ 横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の設置に関する事業又は特に交通の安全を確保する必要がある小区間について応急措置として行う歩道若しくは自転車道の設置その他の道路の改築で政令で定めるものに関する事業 →**道路の改築に関する事業に該当**
 - ロ 道路標識、さく、街灯その他政令で定める道路の附属物で安全な交通を確保するためのもの又は区画線の設置に関する事業 →**道路附属物及び区画線の設置に関する事業**

交通安全施設等整備事業の工種一覧



注1) ○印は、補助対象工種

注2) 自転車歩行者専用道路は自転車専用道路を含む。

注3) [] は、設定工種ではないが、採択基準にあるもの。

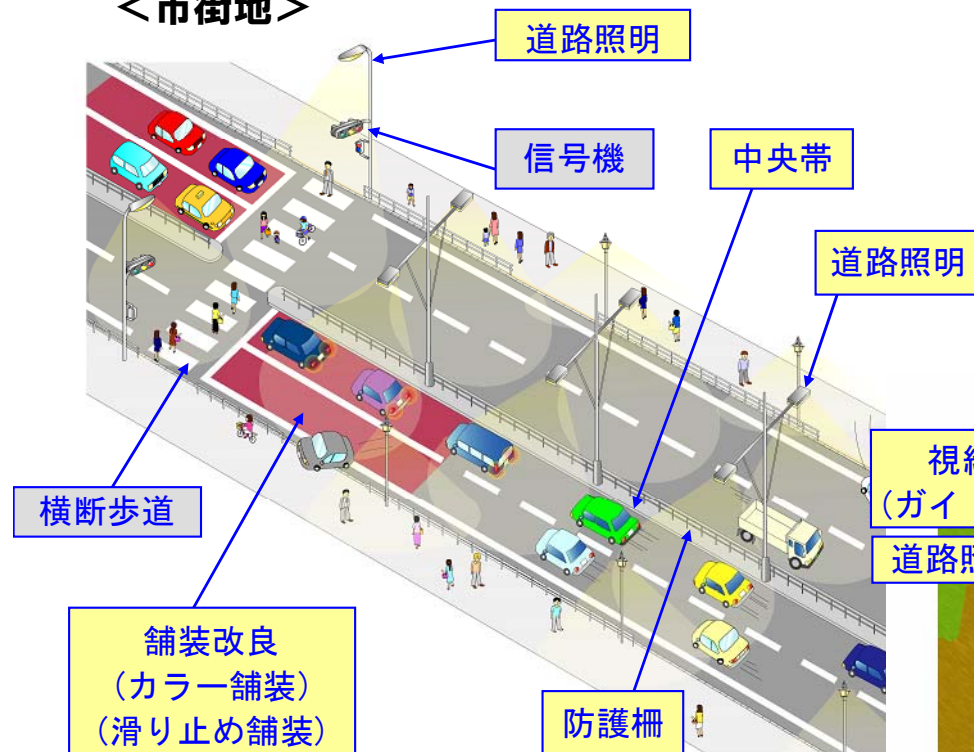
注4) 交差点改良には、高機能舗装を含む。

注5) 車両停車帯には、荷さばき停車帯を含む。

注6) 公安委員会分の信号機新設、道路標識は、あんしん歩行エリア内に限り補助対象工種（ただし、沖縄はすべて補助対象）

整備イメージ（単路部）

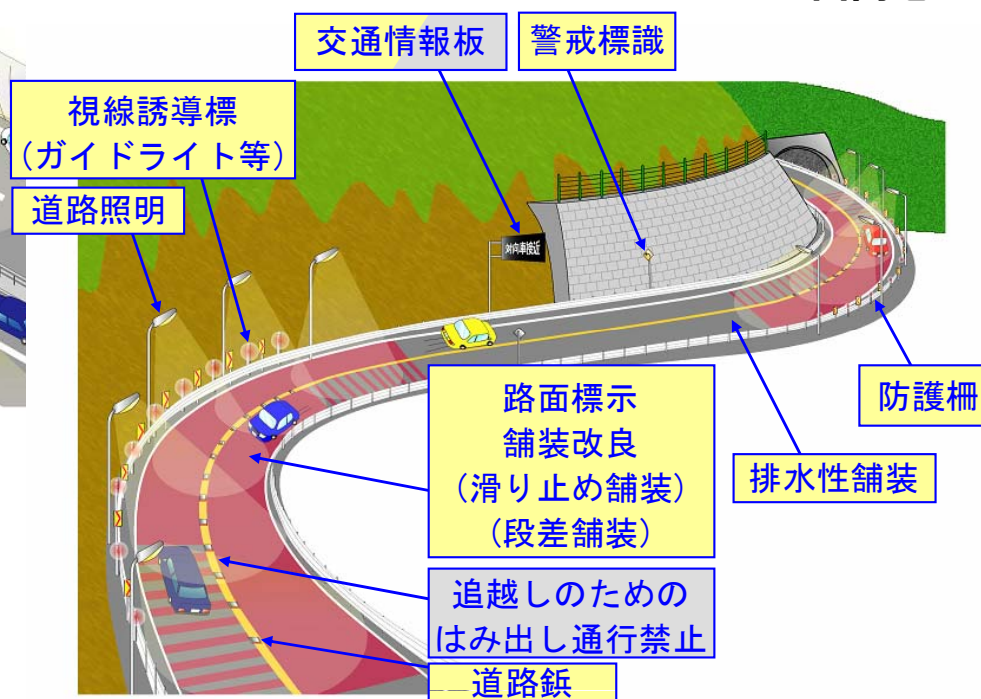
<市街地>



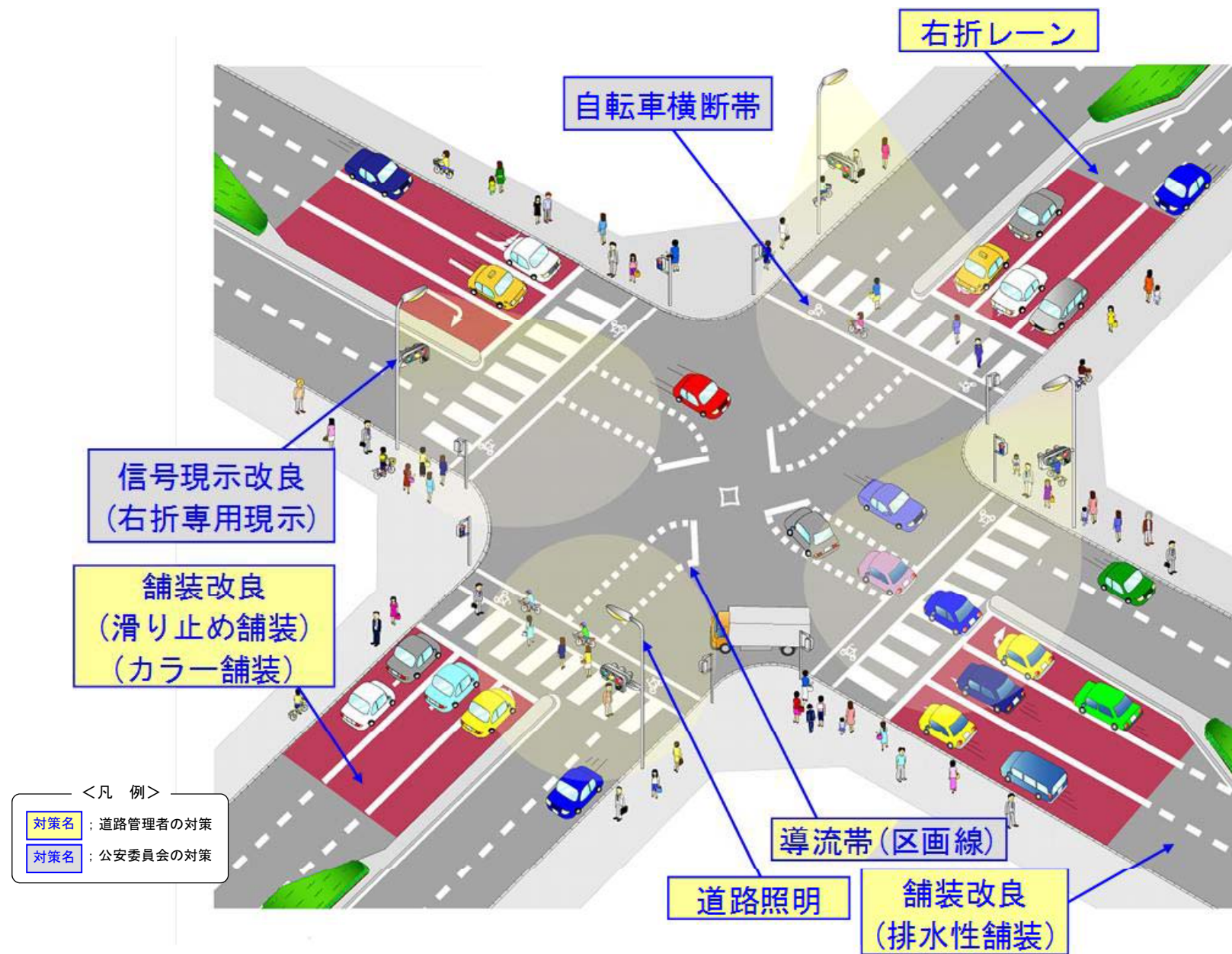
<凡 例>

- 対策名 ; 道路管理者の対策
- 対策名 ; 公安委員会の対策

<山間地>



整備イメージ（交差点部）



事例紹介 生活道路での交通安全対策 ～工夫事例～

車道外側線の設定方法を工夫することによる狭さく、クランク、スラロームの形成

・車道外側線の工夫による狭さくの形成



・カラー化する際に車道外側線にスラロームを形成



・車道外側線にポストコーンを設置



・一部車道外側線に車道を狭めポストコーンを設置



事例紹介 生活道路での交通安全対策 ～工夫事例～

カラー舗装やクロスマークの設置による交差点及び路側帯の明確化

- ・路側帯のカラー化



- ・路側帯、交差点付近のカラー化及びクロスマーク設置



標識令

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

(設置者の区分)

第四条 道路標識のうち、次に掲げるものは、**道路法** による道路管理者(以下「道路管理者」という。)が設置するものとする。

- 一 案内標識
- 二 警戒標識
- 三 規制標識のうち、「危険物積載車両通行止め」、「最大幅」、「重量制限」、「高さ制限」及び「自動車専用」を表示するもの

2 道路標識のうち、次に掲げるものは、**都道府県公安委員会**(以下「公安委員会」という。)が設置するものとする。

- 一 規制標識のうち、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」、「自転車通行止め」、「大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」、「追越し禁止」、「駐停車禁止」、「駐車禁止」、「駐車余地」、「時間制限駐車区間」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「車両通行区分」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「原動機付自転車の右折方法(二段階)」、「原動機付自転車の右折方法(小回り)」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」、「警笛区間」、「前方優先道路」、「一時停止」、「歩行者通行止め」及び「歩行者横断禁止」を表示するもの並びに道路法 の道路以外の道路に設置する「重量制限」及び「高さ制限」を表示するもの
- 二 指示標識のうち、「並進可」、「軌道敷内通行可」、「高齢運転者等標章自動車駐車可」、「駐車可」、「高齢運転者等標章自動車停車可」、「停車可」、「優先道路」、「中央線」、「停止線」、「横断歩道」、「自転車横断帯」、「横断歩道・自転車横断帯」及び「安全地帯」を表示するもの

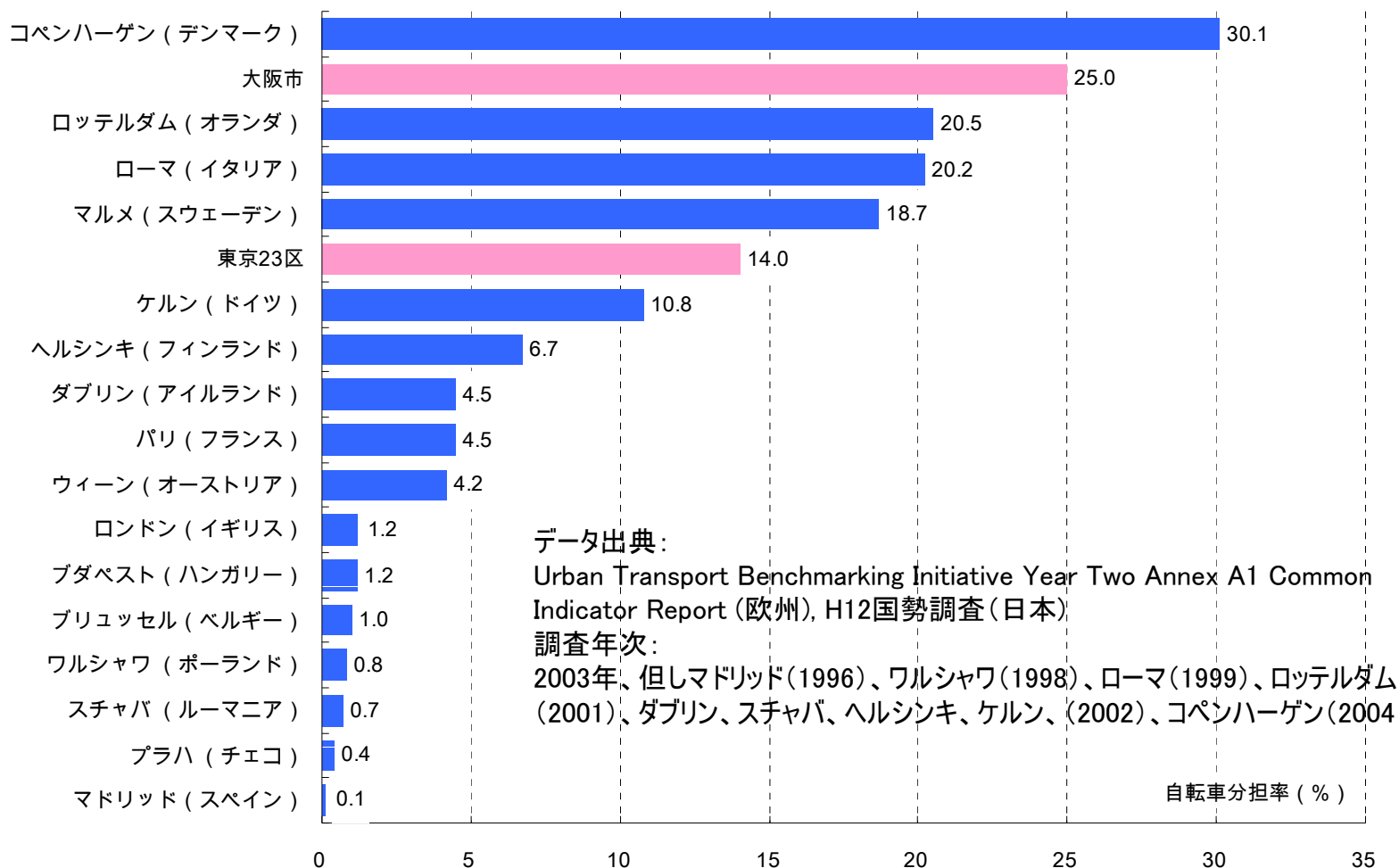
3 道路標識のうち、前二項各号に掲げるもの以外のものは、道路管理者又は公安委員会が設置するものとする。

自転車

意外に使われている自転車(自転車分担率)

○主な欧州諸都市と比較しても、東京や大阪の自転車分担率は比較的高い

■自転車分担率の海外比較



自転車政策の経緯

昭和40年代に自転車の歩道通行を可能とする交通規制を導入し、それ以降、自転車歩行者道の整備等により自転車と自動車の分離を推進。

自転車は車両という意識の希薄化により、歩道上等で危険な自転車利用が急増し、自転車対歩行者の事故への対応が課題。

平成19年度、国土交通省と警察庁は、自転車道や自転車専用通行帯等の整備を進めるため、全国98地区を「自転車通行環境整備モデル地区」(以下、「モデル地区」という)として指定。

平成23年10月、警察庁は、自転車は「車両」であることの徹底を基本的な考え方とし、自転車と歩行者の安全確保を目的とした総合的な対策を通達。

平成23年度、国土交通省と警察庁は、安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた検討委員会を開催。平成24年4月同委員会より、「みんなにやさしい自転車環境－安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた提言－」(以下、「提言」という)が両省庁に提出。

自転車通行空間の整備状況

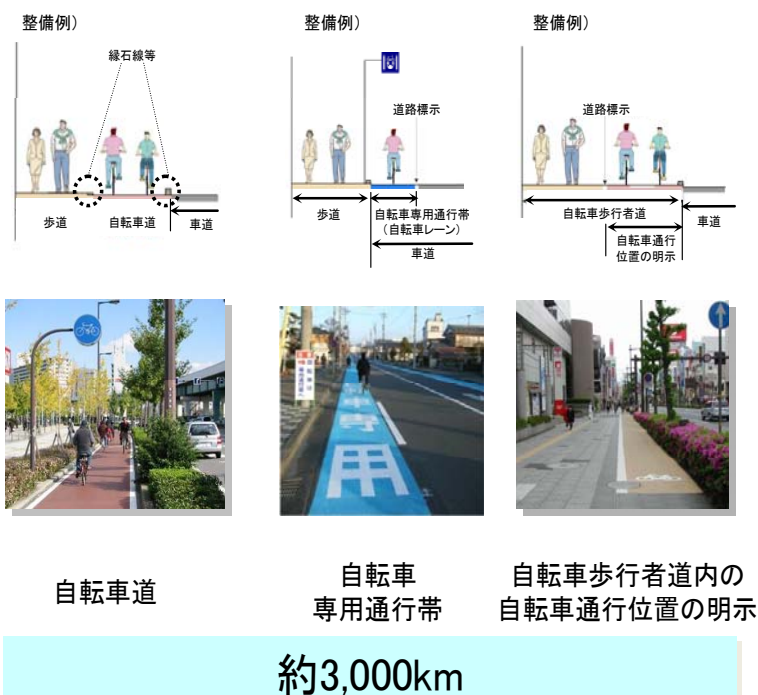
- 昭和40年代に自転車の歩道通行を可能とする交通規制を導入し、それ以降、自転車歩行者道の整備等により自転車と自動車の分離を推進。
- 自動車・歩行者と分離された自転車通行空間は、わずか約3,000km。

全国の道路 約120万km

自動車から分離された自転車通行空間 約83,600km

その他の自転車通行空間 約110万km

歩行者と分離



歩行者と非分離



※延長は道路延長、平成22年3月現在【出典：国土交通省資料、警察庁資料】

○ 自転車道、自転車専用通行帯、車道混在における設計の基本的な考え方(分離工作物、幅員、路面表示等)を提示

○ 自転車道

縁石線等の工作物により構造的に分離された自転車専用の通行空間。



自転車専用通行帯(自転車レーン)

○自転車専用通行帯（自転車レーン）

交通規制により指定された、自転車が専用で通行する車両通行帯。
自転車と自動車を視覚的に分離。



○車道（自動車との混在）

自転車と自動車が車道で混在。自転車の通行位置を明示し、自動車に注意喚起するため、必要に応じて路肩のカラー化、帯状の路面表示やピクトグラム等を設置。



路肩のカラー化の例



ピクトグラムの例



帯状の路面表示の例

道路交通情報

(交通情報の提供)

第百九条の二

公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、**車両の運転者に対し、車両の通行に必要な情報**(以下この条及び次条において「交通情報」という。)を**提供するように努めなければならない。**

2 公安委員会は、内閣府令で定める者に**交通情報の提供に係る事務を委託**することができる。

3 国家公安委員会は、交通情報を提供する事業を行う者が正確かつ適切に交通情報を提供することができるようにするため、交通情報の提供に関する指針を作成し、これを公表するものとする。

4 交通情報を提供する事業(公安委員会及び第二項の規定による委託を受けた者が行うもの並びに道路法による道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため行うものを除く。次条第一項において同じ。)を行う者は、前項の交通情報の提供に関する指針に従い正確かつ適切に交通情報を提供することにより、道路における危険の防止その他交通の安全と円滑に資するように配慮しなければならない。

第百九条の三

交通情報を提供する事業であつて次の各号のいずれかに該当するもの(以下この条において「特定交通情報提供事業」という。)を行おうとする者は、内閣府令で定めるところにより、氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、交通情報の収集及び提供の方法その他内閣府令で定める事項を**国家公安委員会に届け出**なければならない。その者が届出をした事項を変更するときも、同様とする。

一 **道路における交通の混雑の状態を予測する事業**

二 **目的地に到達するまでに要する時間を予測する事業**

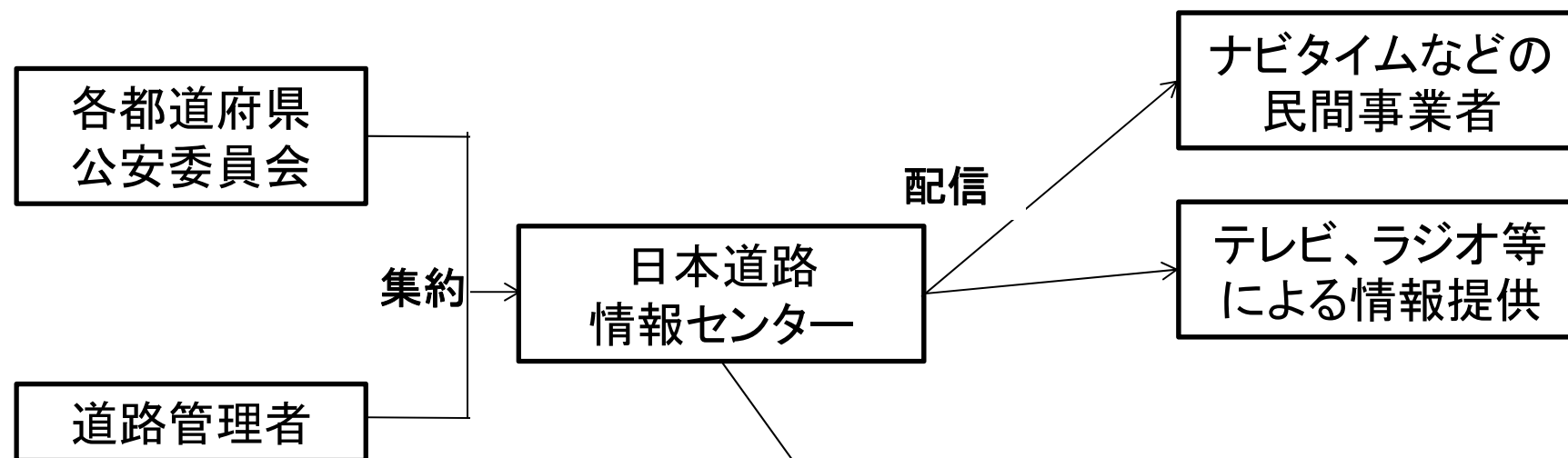
2 国家公安委員会は、特定交通情報提供事業を行う者が正確かつ適切でない交通情報を提供することにより道路における交通の危険又は混雑を生じさせたと認めるときは、その者に対し、前項各号に掲げる事業に係る技術水準その他の事情を勘案して、相当な期間を定めて、正確かつ適切な交通情報の提供の実施のために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 国家公安委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた特定交通情報提供事業を行う者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

4 国家公安委員会は、前二項の規定を施行するため必要な限度において、特定交通情報提供事業を行う者に対し、必要な事項を報告させることができる。

(罰則 第一項については第百十九条の三第一項第七号、第百二十三条 第四項については第百十九条の三第一項第八号、第百二十三条)

道路交通情報の提供



VICSによる情報提供

○FM-VICSによる情報提供

NHK-FMの電波に併せて、エリア毎に配信

○電波ビーコンによる情報提供

路側機より、電波にて提供。カーナビの他に受信装置が必要。

主に、高速道路に設置

○光ビーコンによる情報提供

路側期より、光にて提供。受信装置が必要。

主に、市街地に設置